

令和5年11月10日

各教育事務所長 殿

保健体育課長
義務教育課長
特別支援教育課長
高校教育課長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会教育長に依頼しましたので、貴職においても関連情報の収集に努められるとともに、適切な対応が図られるよう指導してください。

<問合せ先>

（学校における保健管理に関すること）

保健体育課健康教育係 電話 099-286-5316

（学校における飼育動物に関すること）

義務教育課義務教育係 電話 099-286-5300

特別支援教育課小中高等学校係 電話 099-286-5557

高校教育課産業教育係 電話 099-286-5294



鹿教保第178号
鹿教義第1104号
鹿教特第1057号
鹿教高第2041号
令和5年11月10日
(保健体育課・義務教育課・特別支援教育課・高校教育課外)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

令和5年11月10日に鹿児島大学が実施した野鳥のねぐら水（出水市荒崎及び東干拓地）のウイルス分離検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されました。

ついては、下記の点について、教職員及び児童生徒等の発達の段階に即した具体的な指導及び飼育動物の適切な管理について、貴管下の幼・小・中・高等学校及び関係施設への指導をよろしくお願いします。

記

1 手洗い，うがいの励行

環境省によると，鳥インフルエンザウイルスは，感染した鳥との濃厚な接触等の特殊な場合を除いて，通常では人には感染しないと考えられていることから，過度に心配する必要がないよう指導するとともに，日常生活においては，手洗い，うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2 野鳥への対応等

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には，素手で直接触らないこと。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には，手を石けん等で丁寧に洗い，うがいをする事。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり，つかまえようとしたりしないこと。

3 鳥や動物を飼育している場合の対応

飼育している動物が野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

4 感染が疑われる野鳥や飼育動物等を発見した場合の対応

死んだ野鳥などを発見した場合には、素手で直接接触しないこと。同じ場所でたくさん野鳥などが死亡している場合には、県又は市町村役場に連絡すること。

5 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

6 その他

「高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について」及び「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」は、令和5年10月12日付けの事務連絡を併せて御参照ください。

<問合せ先>

(学校における保健管理に関すること)

保健体育課健康教育係 電話 099-286-5316

(学校における飼育動物に関すること)

義務教育課義務教育係 電話 099-286-5300

特別支援教育課小中高等学校係 電話 099-286-5557

高校教育課産業教育係 電話 099-286-5294